

鳥取県告示第 54 号

平成 14 年鳥取県告示第 206 号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																		
3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。） <table border="1" data-bbox="231 745 766 1097"><thead><tr><th data-bbox="231 745 497 801">名 称</th><th data-bbox="497 745 766 801">取 扱 店 舗</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="231 801 766 846">略</td></tr><tr><td data-bbox="231 846 497 1041">鳥取中央農業協同組合</td><td data-bbox="497 846 766 1041">鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="231 1041 766 1097">略</td></tr></tbody></table>	名 称	取 扱 店 舗	略		鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所	略		3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。） <table border="1" data-bbox="821 745 1356 1097"><thead><tr><th data-bbox="821 745 1088 801">名 称</th><th data-bbox="1088 745 1356 801">取 扱 店 舗</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" data-bbox="821 801 1356 846">略</td></tr><tr><td data-bbox="821 846 1088 947">鳥取中央農業協同組合</td><td data-bbox="1088 846 1356 947">鳥取県内に所在する本 所及び支所</td></tr><tr><td data-bbox="821 947 1088 1048">東伯町農業協同組合</td><td data-bbox="1088 947 1356 1048">鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="821 1048 1356 1097">略</td></tr></tbody></table>	名 称	取 扱 店 舗	略		鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所及び支所	東伯町農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所	略	
名 称	取 扱 店 舗																		
略																			
鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所																		
略																			
名 称	取 扱 店 舗																		
略																			
鳥取中央農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所及び支所																		
東伯町農業協同組合	鳥取県内に所在する本 所、支所及び出張所																		
略																			